

企 画 推 進

市政の立案・総合調整（企画調整課）

1. 大学等との連携

鳥取大学、鳥取環境大学などとの総合政策調査委託事業

時代の変革に対応した鳥取市のまちづくりを推進するため、本市の施策上の諸課題について専門的な知識を有する研究機関に調査研究を委託している。

【平成22年度実績】

事業名	事業費(千円)	委託先
再生可能エネルギーを核とした鳥取市における中山間地域振興の基本戦略の検討	500	鳥取環境大学

2. 広域連携

(1) 定住自立圏構想推進事業

定住自立圏構想は、少子・高齢化の急速な進行、地方圏から都市圏への人口の流出など地方が抱える諸課題への対策として、密接な生活圏を形成する複数の自治体が1つの圏域を形成し、互いに補完・連携しながら、それぞれの地域が持つ個性や資源を結びつけることで、圏域としての魅力を高め、定住の受け皿を形成するもの。

この定住自立圏構想を推進するため、平成22年3月29日に鳥取県東部1市4町（鳥取市、岩美町、八頭町、若桜町、智頭町）が「定住自立圏の形成に関する協定」を締結し、鳥取・因幡定住自立圏を形成した。

今後は、平成22年3月31日に策定した、鳥取・因幡定住自立圏の現状と課題、将来像、29事業からなる具体的連携事業などを示した「鳥取・因幡定住自立圏共生ビジョン」に基づき、各種施策を推進していく。

(2) コリドー 21（因但県境自治体会議）

平成8年5月に、鳥取県と兵庫県の間境に接する国府町、岩美町、八東町、若桜町、村岡町、浜坂町、美方町、温泉町の8町が、行政・経済・文化などの連絡調整を行うこととして結成したもの。これまでに、サミット（構成市町の首長、議長が参加）、若者交流、スポーツ交流などを行っていた。

今年度は、鳥取市、岩美町、八頭町、若桜町、香美町、新温泉町の6市町で活動を行い、6市町の市町長、議会議長が一同に会して意見交換を行うサミットの開催、公式ウェブサイトの更新、連携事業等を行う予定。

(3) 鳥取・岡山県境連携推進協議会

昭和44年に本協議会の前身である「鳥取・岡山県境開発促進協議会」が発足し、本市では合併前の用瀬町及び佐治村が加入していた。旧協議会は、平成の大合併を前にいったん解散したが、合併が一段落した平成18年10月19日に、鳥取市、三朝町、倉吉市、江府町、日野町、日南町、新見市、西粟倉村、美作市、奈義町、津山市、鏡野町、真庭市、新庄村の14市町村により改めて発足した。

その後、平成20年5月8日に智頭町、同年7月1日に若桜町が加入した。

平成21年5月11日には、構成16市町村で「鳥取・岡山県境連携推進協議会災害時相互応援協定」を締結した。

平成22年度は、総会、意見交換会、研究・勉強会、提案・要望事項の取りまとめ等を行い、取りまとめを行った協議会提案・要望事項は、鳥取県及び岡山県に提出した。

(4) 姫路・岡山・鳥取城下町物語推進協議会

姫路市、岡山市、鳥取市は、江戸時代の池田家の国替えなど歴史的な繋がりが深い。また、鳥取自動車道の開通によって地理的な条件を活かした連携・交流が推進される。こうした背景から、平成19年2月に姫路市、岡山市、鳥取市の市民、民間団体が主体となった連携・交流事業に積極的に取り組むために設立した。

平成19年8月の岡山市での設立記念行事、平成20年4月に姫路市での「全国菓子大博覧会2008」の開催

に合わせ、第2回交流事業「三都城下町inひめじ（今、繋がる400年のHOTな絆）」を行った。第3回となる交流事業は、平成21年4月26日に鳥取市で行われ、三市の自治連合会、連合婦人会、商工会議所、経済同友会、青年会議所、観光協会、議会など市民約250人が参加した。三市長鼎談では、「三市の市民・経済交流の拡大」、「三市の広域観光ルートの確立（協議会として）」、「三市の交通アクセスの向上」などについて具体的な取り組み等が提案され、今後、実施に向けた取り組みを進める。

3. ローカルマニフェストの取り組み

平成22～25年度の4年間に取り組む「ローカルマニフェスト」についてマニフェストの6つの柱をもとに具体的な事業を掲げて目標設定し、半年ごとに進捗状況の確認を行った。

平成23年3月末時点では、該当45事業中11事業（約25%）が目標達成し、全体の95%以上の事業に着手している。

【マニフェストの6つの柱】

- ① 鳥取力を高めます
- ② 市民の健康を守ります
- ③ 緑あふれるまちづくりを推進します
- ④ 地域交通・防災システムの充実を図ります
- ⑤ 山陰海岸ジオパークを世界にアピールします
- ⑥ 鳥取の特産をブランド化し全国販売します

4. 鳥取市若者会議の設置（若者との協働によるまちづくり）

若者との協働によるまちづくりを実践するために、平成19年1月に「鳥取市若者会議」（以下若者会議）を設置した。

若者会議は、10代から30代の若者で構成し、議論や現場での経験を通して、市政に対する意見・提言を行い、また、まちづくりの実践チームとして様々な活動を行う。そして、新時代の本市のリーダーとなる人材の輩出を目指す。

また、若者会議の設置と併せて市文化センター2階に「若者交流スペース」を整備し、若者会議の活動の場として、また、大学間の連携や青年団活動など、若者の自主的な活動に利用されている。

【活動内容】

	内 容
全体会（活動報告会）	年3回開催
グループ会議	月1回以上開催
若者議会	市政に対する疑問・提案等について、議会形式により市執行部との討論を行う。
提言書の作成・成果発表会の開催	若者会議の意見、提案等を提言書としてまとめるとともに、広く市民に周知するため成果発表会を開催。
各種委員会等への参画	総合企画委員会等へ参画し、若者の意見を市政に反映させる。

5. ガイナーレ効果による鳥取力向上チームの取り組みについて

2011年にJFLからJ2へ昇格した山陰初のプロサッカーチームであるガイナーレ鳥取を活かし、地域を盛り上げるために、2010年11月「ガイナーレ効果による鳥取力向上チーム」を設置した。

ホームゲームに来場する多くのアウェイサポーターに向けて、スタジアムに鳥取市おもてなしブースを常設し、観光PRや市内観光地への誘導を行っている。

また、地元飲食店によるスタジアムグルメの提供、物産品の販売、地元の郷土芸能ステージなどでサポーター

をもてなし、鳥取市の魅力を発信することにより観戦リピーターの増加を図るなど、着実な経済効果を目指す。

鳥取環境大学（企画調整課、鳥取環境大学改革推進室）

1. 鳥取環境大学の概要

(1) 開学年月日

平成13年4月1日（大学院開学：平成17年4月1日）

(2) 設置形態

鳥取県・鳥取市が設立し、学校法人鳥取環境大学が運営する公設民営方式

(3) 学部（入学定員276人）

環境情報学部

- 環境政策経営学科（入学定員99人、平成21年度より名称変更）
- 環境マネジメント学科（入学定員99人、平成21年度開設）
- 建築・環境デザイン学科（入学定員39人、平成21年度より名称変更）
- 情報システム学科（入学定員39人）

(4) 大学院（入学定員20人）

環境情報学研究科

- 社会環境学領域（入学定員10人）
- 環境デザイン領域（入学定員5人）
- 情報システム領域（入学定員5人）

(5) 教員等（平成23年4月1日現在）

- 学長1人、副学長2人、大学院研究科長1人
- 専任教員43人（うち 教授26人、准教授10人、講師7人）
※学長、副学長、研究科長を除く。
- 事務局職員29人（臨職、嘱託職員を除く。うち県派遣職員1人、出向職員1人）

(6) 施設等

- 敷地 17.5ヘクタール
- 建物

施設名	施設の規模等（延床面積）	備考
大学本部・講義棟・情報処理棟	鉄筋コンクリート 3階建 (8,750㎡)	事務室、講義室、大会議室、就職相談室、保健室 ほか
教育研究棟	鉄筋コンクリート（一部鉄骨）5階建 (7,947㎡)	教員研究室、学生研究室、環境実習室、各種演習室 ほか
情報メディアセンター	鉄筋コンクリート3階建（地下1階） (4,680㎡)	図書館閲覧室、書庫、学内ネットワーク機器室、ゼミ室ほか
学生センター	鉄筋コンクリート 2階建 (2,738㎡)	食堂、売店、多目的ホール、会議室、研修室、和室 ほか
体育館クラブハウス	鉄筋コンクリート 2階建 (2,493㎡)	アリーナ、トレーニングスペース、クラブハウス ほか

• 大学設置等経費

大学創設費 20,532百万円（鳥取県1/2、鳥取市1/2負担）

大学院創設費 6.5百万円

2. 大学の基本理念

鳥取環境大学は、「人と社会と自然との共生」の実現に貢献する有為な人材の育成と創造的な学術研究を行うことを基本理念としている。

3. 大学の改革

(1) 新生公立鳥取環境大学の創生に向けて

平成22年10月に鳥取市、鳥取県、大学で共同設置した「新生公立鳥取環境大学設立協議会」において、次のとおり総合的な改革案をとりまとめ、その実現に向けて取り組んでいる。

① 鳥取環境大学の総合的な改革

これまで10年間の鳥取環境大学の歴史を踏まえながら、更なる飛躍を目指し、鳥取県・鳥取市により大学の学部学科改編、改革を行い、鳥取環境大学を公立化して、新しい大学へと生まれ変わらせる。

公立化後の新たな鳥取環境大学においては、環境に恵まれた鳥取のフィールドを舞台に、地域の自然環境や人と人とのつながりを大切にすローカルな視点を持ちながら、これからの日本や世界が進むべき方向をグローバルに考えられるような、地域を担い世界に羽ばたく人材の育成を目指す。

② 主な改革案

・教育内容の改革

基本理念とする「人と社会と自然との共生」を目指し、自然環境の保全と人間の経済活動が調和した持続可能な発展を実現するため、環境学部と山陰地方初の経営学部の2学部体制とし、教育・研究の両輪とする。

【新学部学科（届出予定）】

○環境学部（環境学科）入学定員138人

○経営学部（経営学科）入学定員138人

・魅力づくりのための新たな方策

海外に開かれた大学づくり、地域社会、企業で求められる人材づくり、地元とともに歩む大学づくりなどに取り組み、大学の魅力を飛躍的に向上させる。

・組織・運営体制の改革

法人の経営に関する経営審議会と教育研究に関する教育研究審議会の設置により、経営と教学のバランスのとれた大学運営を実現するとともに、法人の運営に対し、鳥取県及び鳥取市が適切に関与する。

また、教職員の評価制度の導入のほか、任期制や成績方式を導入することなどにより、教職員の意識改革をもたらす人事・給与制度を構築する。

(2) 抜本的改革に向けた検討経過

○鳥取環境大学内における検討（鳥取環境大学改革検討委員会の設置、平成20年4月～平成22年1月）

外部有識者などにより、環境をより深化・高度化させた学科、経済・経営系の学部学科の設置の検討、公立化に向け県及び鳥取市と協議を進めることなどについて提言がまとめられた。

○鳥取環境大学からの要請（平成22年5月）

鳥取環境大学から鳥取県知事及び鳥取市長に対し、環境学部・経営学部の2学部体制への改編、管理経費の削減等、経営改善の取組などの改革案が示されるとともに、鳥取環境大学の公立化の検討が要請された。

○鳥取県及び鳥取市による検討（鳥取環境大学改革案評価・検討委員会の設置、平成22年6月～8月）

鳥取環境大学からの要請を受け、鳥取県と共同で「鳥取環境大学改革案評価・検討委員会」を設置し、

各分野の有識者12人により大学改革案の検証と大学の今後のあり方の検討を行った。

《評価・検討委員会報告》

環境大学の体力が残っている今のうちに、魅力ある学部学科の改編等と併せて、公立大学法人制度を活用する公立化に向けた検討を速やかに開始すべきである。

○県議会、鳥取市議会で議論（9月定例会）

○新生公立鳥取環境大学設立協議会（平成22年10月設置）

鳥取市、鳥取県、鳥取環境大学が共同で「新生公立鳥取環境大学設立協議会」を発足させ、環境学部・経営学部のカリキュラムの検討、地域の要請にこたえた学部学科内容の検討、公立大学法人化を契機とした大学の魅力づくり等について検討を始めた。

企画推進

4. 市の支援

(1) 鳥取市鳥取環境大学入学就職奨励金

鳥取環境大学に入学した学生に対し入学奨励金を、鳥取環境大学を卒業し、市内の企業等に就職した者等に対し就職奨励金をそれぞれ交付することにより、鳥取環境大学への入学及び市内への優秀な人材の定住化を促進し、地域の教育及び学術研究の振興並びに地域の産業の活性化に寄与することを目的とする。

○入学奨励金の交付対象者

鳥取環境大学に入学した学部学生で、次のいずれかに該当する者（編入生も対象。大学院生は対象外）

- ① 入学願書を提出した日から引き続き鳥取市の住民票に記載されている者又は外国人登録原票に登録されている者
- ② 入学願書を提出した日において鳥取市内の高等学校に在学している者又は同校を卒業した者

○就職奨励金の交付対象者

鳥取環境大学を卒業した日の属する年度の翌年度において、次のいずれにも該当する者

- ① 鳥取市の住民票に記載されている者又は外国人登録原票に登録されている者
- ② 鳥取市内に本店又は支店を有する事業所又は市内に事業所を有する官公署に正規の職員として就職した者、市内において自営業に従事している者その他市長が別に定める方法により鳥取市内において就労している者

○奨励金の額

大学に入学するときに納付した入学金の額に2分の1を乗じて得た額（125,000円）

○交付実績

区分	平成20年度	平成21年度	平成22年度
入 学 奨 励 金	62人	64人	70人
	7,750千円	8,000千円	8,750千円
就 職 奨 励 金	31人	40人	26人
	3,875千円	5,000千円	3,250千円

(2) 鳥取環境大学学生アパート入居支援事業補助金

○補助の目的

津ノ井小学校区及び若葉台小学校区内に存するアパートに入居する鳥取環境大学の学生の家賃の一部を助成することにより、環境大学生の鳥取環境大学周辺のアパートへの入居を促進し、環境大学生の居住による地域の活性化に資するとともに、鳥取環境大学の学生確保に寄与することを目的とする。

○補助対象者

鳥取環境大学

○補助対象事業

鳥取環境大学が平成23年度に行う次に掲げる要件を満たすアパート代（下宿代）助成事業

- ① 津ノ井小学校区及び若葉台小学校区内に存するアパートに入居し、当該アパートに住民票を有する平成23年度に入学した環境大学生を対象とするもの
- ② 前号の環境大学生がそれぞれ毎月支払う家賃（共益費、駐車場、光熱水道費等を除く。）を対象経費とし、環境大学生一人一月当たり補助対象経費に100分の30を乗じて得た額（上限額1万5千円）を助成するもの

○補助金の額

対象経費の100分の10（上限額5千円）に相当する額

5. 大学の現況

(1) 入学者の状況

区 分	平成23年度入学生	参考：平成22年度入学生
環境政策経営学科	79人	41人
環境マネジメント学科	75人	71人
建築・環境デザイン学科	21人	14人
情報システム学科	48人	23人
合 計	223人	149人

(2) 就職の状況

区 分	7期生（平成23年3月卒業）			参考：6期生 （平成22年3月卒業）
	男	女	計	計
卒業 者	119人	23人	142人	206人
就 職 希 望 者	99人	22人	121人	162人
内 定 者	75人	16人	91人	134人
内 定 率	75.8%	72.7%	75.2%	82.7%

姉妹都市（海外）（企画調整課）

1. 清州（チョンジュ）市（韓国）

1986年（昭和61年）の西尾優市長（当時）が清州市を表敬訪問した際、同市初の名誉市民となったことをきっかけに様々な交流が活発化し、1990年（平成2年）8月30日、両市は姉妹都市提携を締結した。

清州市は韓国の中央部に位置する忠清北道の道都であり、ソウルから東南へ128キロ、高速バスで1時間40分の距離に位置する。人口は約65万9千人（'11.6月末）。学者・研究者を数多く輩出した教育文化都市として知られており、市内に5つの大学がある。また印刷文化の発祥地としても有名で、現存する世界最古の金属活字本である仏典「直指心體要節」を印刷した興徳寺址には清州古印刷博物館が建設されている。「直指心體要節」はドイツのグーテンベルグの聖書印刷よりも75年も早い1377年の金属活字本で、1972年にユネ

スコ本部が開催した「世界図書の年」記念イベントに出品されたことで世界から注目を受け、2001年にはユネスコ世界記録遺産に登録されている。

両市の交流事業の主なものとして、鳥取空港と清州国際空港を結ぶ国際交互チャーター便等による市民相互訪問、中学生のホームステイ交流、市民手づくり交流事業による民間団体交流などがある。

2. ハーナウ市（ドイツ）

鳥取市制施行100周年記念事業として鳥取市で開催された「'89鳥取世界おもちゃ博覧会」に、ハーナウ市にある「ヘッセン人形博物館」が所有する「世界最古の土人形」が出展されたことが縁となり交流が始まった。1995年（平成7年）の鳥取世界おもちゃ館（わらべ館）とヘッセン人形博物館の姉妹館提携を契機として文化交流の輪が一層広がり、2001年（平成13年）11月20日、両市は姉妹都市提携を締結した。

850年の歴史をもつハーナウ市は、フランクフルト市の東20kmに位置する人口約9万3千人（'11.5月末）の商工業都市である。童話で有名なグリム兄弟の生まれたまち、そしてプレーメンまで続く「メルヘン街道」の起点のまちとして知られ、国内外から多くの観光客が訪れている。

両市の交流は現在、鳥取ハーナウ協会（民間団体）が主体となり、市民手づくり交流事業などを活用して行っている。また、鳥取世界おもちゃ館では、定期的に記念展示を行うなど、さまざまな催しでハーナウ市の文化を体験している。

姉妹都市（国内）（企画調整課）

1. 北海道釧路市

1884年から翌年（明治17年～18年）にかけて、釧路開拓移住のため鳥取士族（105戸513人）が賀露港を出帆し、入植地に鳥取村を形成した。1949年（昭和24年）に鳥取村は釧路市と合併したが、この開拓移住に由来する交流を積み重ね、両市は、昭和38年10月4日姉妹都市提携を締結した。

釧路湿原、丹頂鶴自然公園などの魅力的な大自然や、釧路港を拠点とする漁業、水産加工業、製紙業などが特徴の北海道東部の中核都市である。

2. 兵庫県姫路市

両市の歴史的結びつきは古く、1600年（慶長5年）に池田長吉、1617年（元和3年）に池田光政が、それぞれ時の姫路城主池田家の家系として鳥取城主となっている。両市は、山陽新幹線の岡山開通を機に、昭和47年3月8日姉妹都市提携を締結した。智頭急行の開業に加え、中国横断自動車道姫路鳥取線の開通を見据えた各方面の交流が今日まで盛んに行われている。

世界文化遺産の姫路城が有名な播磨地域の経済・文化の中心都市である。

3. 山口県岩国市

1581年（天正9年）、羽柴秀吉の鳥取城兵糧攻めにあい、兵士・住民を救うため35歳の若さで切腹した鳥取城の城将吉川経家。「鳥取市民の命の恩人」と称される経家の子孫が代々岩国藩で家老を務めたことから両市の縁が深まり、以来友好関係が続いている。両市は平成7年10月13日姉妹都市提携を締結した。

山口県東端、広島県と接し、瀬戸内海に臨む工業・観光都市として発展しており、米海兵隊を抱える基地のまちでもある。日本三名橋の一つに数えられる錦帯橋も有名である。

4. 福島県郡山市

1880年から1887年（明治13年～20年）にかけて安積開拓（不毛の地であった安積原野を開拓する国営事業）のため、旧鳥取藩士族67戸270人余りが広谷原（現郡山市喜久田町）に移住し、苦勞の末、困難を極めた開拓事業を成し遂げた。その後、移住に関する両市の調査・研究や、移住者子孫と鳥取市民の交流などが続いている。両市は平成17年11月25日姉妹都市提携を締結した。

東北新幹線や東北・磐越自動車道、福島空港など、快適な高速交通アクセスに恵まれ、東北の表玄関となっている。

鳥取市国際交流プラザ（企画調整課）

市民と外国人が相互に国際理解を深め、国際交流を促進するため平成9年4月にオープン。国際交流プラザ主催事業のほか、国際理解・国際交流を目的とする行事の利用者に無料で貸し出している。

1. 国際交流プラザ事業概要

(1) 国際理解推進事業

市民対象の語学講座（韓国語・中国語・ドイツ語）や各国の料理教室を実施。

(2) 在住外国人の支援

初めて鳥取に来た留学生を対象に生活に関するオリエンテーション、日本語ボランティアの紹介、生活相談、市民からの寄付によるリサイクル日用品の配布。また、鳥取市報のダイジェスト版の翻訳（英語・中国語）などを実施。

(3) 国際交流事業

卓球大会・音楽祭や交流パーティーなどを実施。

(4) 情報の収集・提供

交流サロンで海外の雑誌・パンフレットなど閲覧ができる。

2. 施設の概要

施設には約80人収容可能な多目的ホール、内容や規模に合わせて利用できる研修室・講義室・学習室、リサイクル物品を収納し、また少人数でのミーティングなどに利用できる生活支援室や料理室などがある。

〈施設詳細〉

（1階部分）

名称	収容人数	用途
交流サロン (57.97㎡)	約20人	打ち合わせ等
多目的ホール (146.33㎡)	約80人	講演会、ダンス、卓球、パーティー等
研修室 (62.30㎡)	30人	講座、研修会等
生活支援室 (44.22㎡)	約8人	ミーティング、リサイクル日用品の提供等
料理室 (33.12㎡)	約10人	調理、料理教室

（2階部分）

名称	収容人数	用途
第一講義室 (117.99㎡)	約40人	講座、研修会等
第二講義室 (63.67㎡)	約20人	講座、研修会等
第一学習室 (30.55㎡)	約8人	ミーティング、少人数の教室等
第二学習室 (22.53㎡)	約8人	ミーティング、少人数の教室等
第三学習室 (44.92㎡)	約10人	少人数の研修会、教室等

その他事務室（55.00㎡）倉庫（12.00㎡）がある。

〈各室利用状況〉（平成22年度）

室名	多目的ホール	研修室	生活支援室	料理室	講義室他	事務室(相談等)	計
稼働日数(日)	313	323	313	323	353	313	323
使用日数(日)	190	185	303	140	343	313	246
使用件数(件)	257	249	677	161	1,490	1,598	4,432
利用者数(人)	7,077	4,394	2,790	1,883	7,284	2,301	25,729
稼働率(%)	60.7	57.3	96.8	43.3	97.2	100.0	-

※稼働率＝使用日数／稼働日数 「講義室他」は2階の施設利用分

人材誘致・定住対策促進事業（中山間地域振興課）

1. 目的

中山間地域振興課内に移住定住（U J Iターン）に係る相談支援窓口を設置することにより、移住定住に関する情報の収集・発信の一元化を図り、特に若者や団塊の世代を中心に市域外から鳥取市への定住を促進する。

2. 相談支援窓口の設置

- (1) 窓口の名称 鳥取市定住促進・Uターン相談支援窓口
フリーダイヤル：0120-567-464（専用電話）
- (2) 設置日 平成18年9月1日
- (3) 主な業務 ①情報（交流体験、住宅、就業等）の収集・管理業務
②空き家（非居住住宅）の確保・紹介業務
③窓口相談業務
④新規定住希望者の開拓
⑤東日本大震災避難者受入相談
- (4) 相談員の配置 各種情報の収集・発信機能を強化するとともに、相談者へのきめ細かな対応を行うため、平成18年12月1日から「定住促進・Uターン専任相談員」（嘱託職員）を1名配置。
平成20年4月1日、平成23年4月にはそれぞれ1名増員し、現在3名体制としている。
- (5) 相談・定住の状況 【平成23年5月31日現在】

	合計	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度
窓口対応延べ件数	5,061件	262件	764件	1,086件	1,384件	1,363件	202件
相談支援者数	1,185人	92人	175人	241人	331人	297人	49人
移住者数	243世帯 547人	5世帯 7人	32世帯 71人	59世帯 136人	59世帯 133人	73世帯 166人	15世帯 34人

3. 空き家情報

U J Iターン者の定住を促進するため、空き家の情報を提供し、支援する。

平成23年5月31日現在の空き家登録数：19件（売買8件、賃貸8件、売買・賃貸3件）

4 情報の発信

(1) 鳥取市公式ホームページ

鳥取市定住促進・Uターン相談支援窓口の専用サイトのアクセス数は平成23年5月31日現在で52,100件を突破。

(2) 市報・総合支所だより、田舎暮らし専門誌等

(3) 鳥取市定住促進パンフレット

(4) 県外イベント

新・農業人フェア、ふるさと回帰フェア、鳥取県 I J Uターン相談会などに鳥取市定住促進・Uターン相談支援窓口を臨時開設。

5. 関係する主な取り組み

(1) お試し定住体験事業

定住を検討されている方に、体験施設（一戸建住宅）で鳥取暮らしを試していただく。

鳥取市南部地域（佐治町）①旧職員住宅1棟（平成19年6月～）

鳥取市西部地域（鹿野町）①空き家提供住宅1棟（平成20年7月～）

②湯川住宅団地・温泉付新築住宅2棟（平成22年4月～）

国の地域住宅モデル普及推進事業を活用。

(2) U J I ターン住宅支援事業（平成19年4月～）

移住する目的で住宅を購入、建築又は改修する者に、200万円を限度として補助。国の「社会資本整備総合交付金」及び県の移住定住推進交付金を充当。

(3) U J I ターン者受入自治会等支援事業（平成19年10月～）

空き家の登録から自治会への溶け込みまで、U J I ターン者を積極的に受け入れようとする自治会と空き家提供者に交付金を交付（定住者入居後）。

(4) 鳥取市ふるさと定住促進連絡会（平成19年5月～）

商工会議所、宅地建物取引業協会、J A 鳥取いなば、自治連、金融機関、大学、鳥取ふるさと U I 会などの各種機関・団体との情報共有、連携による定住促進・U J I ターンの取り組みの一層の強化と新たな取り組みの検討。

(5) 鳥取ふるさと U I（友愛）会（平成21年1月～）

「鳥取市定住促進・Uターン相談支援窓口」を通じて本市に定住した方々が中心となって設立。鳥取県、鳥取市へ移住定住（二地域居住を含む）された方が、楽しく、有意義で、快適な生活ができるよう、定住者の交流やネットワークづくりに取り組んでいる。

(6) 移住定住推進員の設置（平成21年5月～）

本市への二地域居住や移住定住の促進を図るため、移住定住推進員（2名）の設置を外部業務委託し、本市と連携して移住定住人口の増を目指すとともに、鳥取市土地開発公社が所有する宅地分譲地などの販売促進を図る。ふるさと雇用再生特別基金事業を活用。

特色あるまちづくりの推進（中山間地域振興課）

1. グリーンツーリズム事業の推進

(1) 鳥取市グリーンツーリズム連絡会の活動支援

本市には、山陰ジオパークをはじめ、豊かな自然や風景、伝統芸能や、文化財があります。その様な素材（地域の宝）を有効に活用してグリーンツーリズムの取り組みを各地域で展開し、地域の活性化を促進し、活動の充実を図るための各種活動を行なうことにより、本市中山間地域の活性化につなげる。

鳥取市グリーンツーリズム連絡会（平成18年7月設立 構成：現在10地域9団体）

(2) とっとり因幡グリーンツーリズム推進協議会の活動支援

鳥取県東部一円の実践団体と行政（県・一市四町）が連携して因幡地域の魅力を都市住民に発信して（ホームページ、合同研修など）都市との交流人口を増やすことにより、因幡地域の経済・観光などの活性化につながる。

(3) グリーンツーリズム農家・漁家民泊開設推進員、むらとまち交流推進員の設置（平成21年6月～）

本市のグリーンツーリズムの促進を図るため、グリーンツーリズム農家・漁家民泊開設推進員設置業務を外部委託し、本市と連携して農家・漁家による民泊の開設を促進するための相談業務や許認可手続きの指導を行う。「ふるさと雇用再生特別基金事業（グリーンツーリズム農家・漁家民泊開設推進員1名）」とグリーンツーリズムへ発展する「むらとまちの交流促進」を図るため、「むらとまち交流推進員」を1名設置し、むらとまちの交流のマッチングを行なう。（会員簡易宿所許可数：11棟）

2. 地域振興プランの推進

各総合支所が主体となり、地域の現況や特性、合併以降の取り組みとともに、地域が抱えている課題に対する今後の取り組みや、第9次鳥取市総合計画実施計画に示されている具体的な取り組みなどを盛り込んで作成した「地域振興プラン」を推進している。また、さらなる地域の魅力と活力の向上をめざし、平成21年度から取り組んできた「地域振興プラン魅力創出事業」を平成23年度から「輝く中山間地域創出モデル事業」に統合し、地域が主体となって地域固有の資源や魅力を活用し地域の活性化を図る事業を支援する。

3. 合併地域活性化推進事業の取り組み

新市域の活性化を図るため、総合支所の地域振興機能を強化するとともに地域審議会との連携による地域振興策を樹立し、地域住民との協働を基本としたそれぞれの地域における振興策を実施する。

中山間地域の振興（中山間地域振興課）

1. 鳥取市中山間地域対策強化方針

中山間地域では、人口の減少や少子高齢化の進展などによって、安全・安心な暮らしの確保、地場産業の衰退など様々な課題が深刻化しているため、中山間地域対策強化プロジェクトチームを平成21年10月に設置し、中山間地域の振興と活性化を図ることを目的として「鳥取市中山間地域対策強化方針」を平成22年3月に策定し、平成22年度においては、各担当部署により、この強化方針に掲げた強化施策の取り組みを推進した。また平成23年度においても平成22年度の取り組みを踏まえながら検証を行ない、本強化方針を拡充して取り組むこととしている。そのほか、平成23年度より、実施される「第9次鳥取市総合計画」の基本計画において、リーディングプロジェクト「中山間地域の暮らしを支えるプロジェクト」に位置づけ、重点的に取

り組むこととしている。

○中山間地域対策強化方針の概要

- (1) テーマ 61の輝きがある地域づくり
- (2) 目標 暮らしたい、暮らしてみたいふるさと 鳥取
- (3) 強化施策
 - ① 安全・安心な暮らしの確保
 - ② 地場産業の活性化と雇用の確保
 - ③ 魅力ある地域づくり・人づくりの推進
 - ④ 交流による活性化と移住定住の推進

○輝く中山間地域創出・支援モデル事業、里山交流促進モデル事業の推進

1. 輝く中山間地域支援モデル事業に1集落が取り組み、むらづくり計画に基づく農産加工所「じげの味」農産物直売所「きなんせ高山」の改修整備が行なわれた。
2. 輝く中山間地域創出モデル事業に9の集落団体が取り組んで課題解決また地域の宝の創出・活用などの話し合いやワークショップが行なわれ、集落維持、活性化計画などの策定が行なわれた。
3. 里山交流促進モデル事業に5つの団体が取り組み、市街地住民（まち）と中山間地域住民（むら）との自然体験、農業体験、イノシシ肉試食体験などを行ない、地産地消の推進は元より、中山間地域の持つ重要な役割を市街地の方へ伝えることができ、市街地住民と中山間地域住民が共存共栄していく必要性を認識できた。また、とりぎん文化会館で里山（むらとまち）交流フォーラムを開催し、講演と取り組み団体による優良交流事例の発表また、パネルディスカッション等行い、交流を行うメリット、課題などについて約120人の参加の元議論を行った。

○鳥取市中山間地域リーダー養成事業

平成22年度鳥取市中山間地域リーダー養成事業「中山間地域を元気にするリーダー研修会」を佐治町中にある「たんぼり荘」で講演（座学）、分科会（ワークショップ）、中山間地域の宝活用実践（フィールドワーク）などの参加型研修を一泊二日で行ない約50名の参加者のもと、実施した。

○鳥取市中山間地域工芸品展示会の実施

中山間地域の匠の技と美が集う展示会を鹿野町湯川団地のモデル住宅7棟で「ほっと和む出会いの空間」と題し、本市中山間地域の宝である陶器、因州和紙、木工製品など12の業者が2日間に及び展示即売会を行ない、中山間地域の工芸品を市内外約400名の方が訪れて本市中山間地域の工芸品の魅力を満喫された。

2. 鳥取市中山間地域振興事業の推進（中山間地域振興推進員設置平成21年5月～）

本市中山間地域の急速に進む過疎化や地域力の減退をくい止めるため、中山間地域振興推進員の設置を外部に業務委託し、本市と連携して中山間地域の現状と課題を把握するとともに、中山間地域の振興施策を計画し、本市中山間地域の振興促進を図る。ふるさと雇用再生特別基金事業により中山間地域振興推進員を7名雇用。

具体的には、次に掲げる中山間地域集落の活性化に資する業務の実施

- ① 中山間地域集落の情報収集業務
- ② 中山間地域集落の現状と課題の把握に関する業務
- ③ 県・市職員、県集落支援員、中山間地域集落役員等からの相談窓口、調整業務
- ④ 中山間地域集落振興につながる各種補助事業の活用説明と各種補助事業の補助業務
- ⑤ 中山間地域振興に係る他集落の先進事例及び他集落取組等の情報収集並びに県、市、各団体等への情報提供

- ⑥ 中山間地域の集落機能再生・強化計画の策定
- ⑦ 中山間地域の集落活性化活動の実施
- ⑧ その他中山間地域集落の活性化につながる業務

3. 辺地総合整備計画・過疎地域自立促進計画

(1) 辺地総合整備計画

「辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律（昭和37年法律第88号）」に基づき、交通条件及び自然的、経済的諸条件に恵まれない山間地域等を辺地区域として指定し、当該地域と他地域との生活水準等の格差是正のため、公共的施設を整備促進することを目的として総合整備計画を策定している。

【辺地指定区域】

- ・奥細見、高路、河内、岩坪
- ・国府町雨滝、栃本、上地、大石、神護
- ・河原町神馬
- ・鹿野町河内
- ・用瀬町江波
- ・佐治町奥佐治、津無
- ・青谷町絹見

(2) 過疎地域自立促進計画

「過疎地域自立促進特別措置法（平成12年法律第15号）」に基づき、人口の著しい減少に伴って地域社会における活力が低下し、生産機能、生活環境の整備等が他地域と比較し十分でない地域について、総合的かつ計画的な対策を実施し、地域の自立促進、住民福祉の向上、雇用の拡大、地域格差の是正及び美しく風格ある国土の形成に寄与すること等を目的として、過疎地域自立促進計画を策定する。

【過疎指定地域】

- ・用瀬地域・佐治地域・青谷地域

合併後の地域調整（中山間地域振興課）

1. 地域審議会

市町村の合併の特例に関する法律（昭和40年法律第6号）第5条の4第1項及び第2項の規定に基づく地域審議会を合併協議により旧8町村地域に設置した。

地域審議会において、対象地域の振興に関わる各地域の各界各層の幅広い意見を集約し、適切に新市の事業や施策に反映することにより、地域の個性を生かしたまちづくりを推進する。地域審議会の横の連携を図るため会長会を開催する。

地域審議会：8地域年各8回（定例、随時）開催 会長会：年2回開催

（地域審議会の所掌事項）

- ・新市まちづくり計画の変更及び執行状況に関すること。
- ・合併協定事項の履行に関すること。
- ・その他市長が必要と認めること。
- ・その他地域の振興に関し必要と認める事項

(組織及び任期)

審議会ごとに20人以内でもって組織し、任期は2年とする。

(設置期間)

平成16年11月1日から平成27年3月31日（概ね10年間）

会議の開催状況

平成23年4月30日現在

	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23
地域審議会（8支所延べ）	24回	33回	35回	64回	64回	64回	64回	8回
地域審議会会長会	3回	2回	2回	2回	2回	2回	2回	0回

2. 支所長会議

市長及び副市長と定期的に意見交換するとともに各種業務上の課題等を協議することにより、8支所が共通認識を持って業務に取り組むことができるよう、本庁と支所の緊密な連携を図ることを目的に概ね毎月2回開催。

会議の開催状況

平成23年4月30日現在

	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23
支所長会議	14回	26回	26回	22回	21回	19回	19回	2回

3. 総合支所のあり方検討会

住民サービスの維持、行財政改革の両面から今後の総合支所の体制がどうあるべきかを本庁職員、総合支所職員が一体となって検討を行う。

広 報（秘書課広報室）

1. 広 報 紙

広報紙「とっとり市報」は、昭和27年1月に第1号を発刊し、昭和57年4月から平成20年3月まで毎月2回（1日、15日）発行してきた。平成18年に全市をカバーするケーブルテレビ網の整備が完了したことにより、市政情報番組の充実を図り、平成20年4月から毎月1回、毎号68,500部発行している。

市内各世帯に町内会等を通じて配布するとともに、その他市役所本庁舎、第二庁舎、駅南庁舎、各総合支所、各地区公民館、郵便局などに配置している。

また、平成16年11月から合併した8町地域で、毎月1回市報と一緒にそれぞれの地域の「支所だより」を計16,000部発行している。

【点字広報】 重度の視力障がい者のための広報として、点字広報を毎月1回発行している。

【声の広報】 点字の読めない視力障がい者のための広報として、声の広報（カセットテープ、又は、CD）を毎月1回発行している。

- * 昭和52年度全国広報コンクール入選
- * 平成14年鳥取県広報コンクール特選
- * 平成15年鳥取県広報コンクール入選
- * 平成16年鳥取県広報コンクール入選

- * 平成17年鳥取県広報コンクール特選
- * 平成18年鳥取県広報コンクール一席
- * 平成19年鳥取県広報コンクール一席
- * 平成20年鳥取県広報コンクール特選
- * 平成21年鳥取県広報コンクール特選
- * 平成22年鳥取県広報コンクール入選

2. マスメディアによる広報

テレビ・ラジオを通じて、鳥取市の行政情報などを提供。

(1) C A T V

- ① 鳥取市行政広報番組「こんにちは鳥取市です」(30分)
鳥取市の行政情報を紹介。
・毎週金・土曜日の午前6時から翌日午前0時30分までのべ20回繰り返し放送。
- ② 鳥取市音声案内番組「鳥取市からのお知らせ」(10分)
鳥取の情報を文字情報画面と音声案内で紹介。
・毎週水・木曜日の午前7時00分から午後10時10分まで1日10回繰り返し放送。
・毎週金・土曜日の午前6時30分から午後11時40分まで1日10回繰り返し放送。
- ③ イベント番組(30分～120分)
講演会、フォーラム、パネルディスカッションなどの模様を紹介。
・年10本制作、5回繰り返し放送。
- ④ 文字情報番組
とっとり市報の情報を中心に、イベント案内・募集・福祉などの各種お知らせを静止画(テロップ)で紹介。
・1画面18秒表示、30画面(随時更新)、毎日10回繰り返し放送。

(2) 地上波テレビ

- ① 市政特別番組(30分):年2本制作・放送。
- ② 鳥取市企画番組(15分):年1本制作・放送。
- ③ スポット(文字・音声情報、15秒):毎週日曜日の午後6時55分、火・金曜日の午後5時50分に放送。

(3) ラ ジ オ

FMラジオスポット(3～4分):毎週月から金曜日の午前8時20分頃と午後4時40分頃の1日2回放送。

AMラジオスポット(20秒):毎週月・水・金曜日の午前7時55分から放送。

(4) 新 聞

新聞紙面記事下に、年間20回程度広告を掲載し、イベント・行事等を紹介。

3. ホームページによる広報

平成10年3月から、インターネット上に鳥取市のホームページを開設し、市の行政情報や各種お知らせ、観光・イベント情報などを国内外に発信している。

携帯電話への対応、各種申請書等のダウンロード機能、またアンケートなどの公聴機能も有する。

ホームページアドレス <http://www.city.tottori.lg.jp/>

4. 「鳥取市くらしの便利帳」の配付

市役所の窓口、各種手続き、公共施設、医療機関マップ、連絡先などを掲載した「鳥取市くらしの便利帳」を市民課窓口で転入者に配布。

5. 鳥取市知名度アップ大作戦

平成24年度末の鳥取自動車道の全線開通に向け、関西圏を中心に鳥取市の知名度を高め、さらなる観光客や企業、U J I ターン者の招致などを図るため、「鳥取市知名度アップ大作戦」事業を展開中。しゃんしゃん祭、砂の美術館、鳥取砂丘などの全国イベントや観光資源、梨・ラッキョウなどの特産物、U J I ターン招致について、関西で人気の高いABCラジオでの紹介番組や関西方面のJR駅構内・電車内での動画広告、新聞掲載などを実施。また、12月に開催された「OSAKA光のルネサンス2010」では砂像展示と物産ブースを出展、さらに1月に東京ドームで開催された「ふるさと祭り2011」に2年連続で物産ブースを出展するなど関西・関東圏において鳥取市のPRを実施した。

協働のまちづくり（協働推進課）

1. 自治基本条例の推進

「鳥取市自治基本条例」は、まちづくりの基本理念や仕組み、行政運営のあり方など、まちづくりのシステムや基本ルールを定めた条例で、平成20年10月から施行している。

本市は、平成23年度を「協働のまちづくりの着実な前進の年」と位置づけ、市民がまちづくりに主体的に関わる取組の推進を図っており、平成22年3月に策定し、協働のまちづくりを推進するための基本的な考え方と方向性を示した「鳥取市協働のまちづくり基本方針」に基づき、事業を実施している。

具体的には、協働事業の実践につなげるための「協働事業事例集」及びその概要版の作成や「参画と協働のまちづくりフォーラム」の開催等を予定しており、まちづくりに対する市民意識の高揚を図りつつ、市民と行政による協働のまちづくりを一層推進することとしている。

2. 地域づくり懇談会

地域と行政が一体となって地域課題の解決に取り組むため、全市域において地区公民館単位で隔年、市民と市長が直接意見交換することにより、「協働のまちづくり」の推進を図っていく。

平成23年度 32地区（鳥取地域17地区、新市域15地区）

自治会支援（協働推進課）

1. 集会所補助事業

地域コミュニティの拠点施設として、会議、集会等を行う集会所を自治会が建築、賃借する場合に、建設費・賃借費の一部を助成する。

○補助要件

- 補助対象経費…新築、増改築、修繕、賃借に係る経費。冷暖房施設費（単独は認められない。）、付帯施設費及び設計監理委託費を含む。ただし、土地取得費は対象にならない。

- 補助率及び補助限度額…補助対象経費の3分の1、新築、増改築、修繕の場合は上限1,000万円、賃借の場合は月額15,000円が上限。ただし、新築、増改築、修繕については、補助対象経費が50万円未満の場合は該当にならない。

2. 鳥取市有集会所の譲渡

49の集会所施設の管理形態を見直し、鳥取市有施設の民間等への譲渡に関する取扱方針に基づいて、地元自治会との協議が終わったものから順次、無償譲渡を行う。

3. 認可地縁団体の認可・証明

町内会等の申請に基づき、地縁団体（法律では「町または字の区域その他市町村内の一定の区域に住所を有する者の地縁に基づいて形成された団体」）の認可・証明を行う。

※平成23年4月1日現在の認可地縁団体数…141団体

市民活動、市民運動（協働推進課）

1. 市民活動の促進

(1) 市民まちづくり提案事業助成金

地域の課題解決やまちの活性化のために、市民等からの視点による自由な発想に基づき提案された「まちづくり事業」に補助金を交付する。

○市民活動促進部門

- 創造的な市民活動事業（補助対象経費の10/10、上限額10万円）
- 公益的な自主事業（補助対象経費の4/5、上限額20万円）

○協働事業（市民等提案）部門

（補助対象経費の4/5、上限額70万円）

(2) 市民活動拠点「アクティブとっとり」

ボランティア団体、NPOなどの市民活動団体の活動促進と交流を図るため、活動の場所の提供や活動支援、相談、情報収集などを行う施設として、さざんか会館内に設置している。

○開館時間9:00～22:00（日曜日～火曜日は21時まで）

○年中無休（年末年始を除く）

(3) 社会奉仕活動等補償制度

市民に安心してボランティア活動、市民活動に取り組んでいただくため、活動中の傷害や損害賠償責任に対する補償制度を設けている。

(4) 市民活動表彰制度

市民活動の推進に顕著な功績のあった者を表彰し、広く市民に顕彰することにより、市民活動の社会的意義や重要性の認識を高め、市民活動をより一層推進するために表彰制度を設けている。

2. 市民意識の高揚と市民運動の推進

(1) 鳥取市市民運動推進協議会

鳥取市市民運動推進協議会は、親切で心のふれあう運動、まちをきれいに美しくする運動、健康なからだをつくる運動など、それぞれの事業を通じ、健康で明るく住みよいまちづくりをめざし、市民総ぐるみ

で運動を推進している。

① 清掃美化活動の推進

鳥取市を美しくする月間を春、秋に定め、全市にわたる清掃美化活動を推進する。

② 空き缶等ポイ捨て防止、犬と猫の糞害防止運動の推進

「空き缶等ポイ捨て、犬と猫の糞害防止」の啓発看板を配布し、市民のモラルの向上を図る。

③ ごみステーションクリーン運動の推進

「ごみステーション看板」の配布を行う。

④ 環境美化点検パトロールの実施

市内各所の美化に関する状況を把握するため、年2回、美化点検パトロールを行う。

(2) 河川等を守る各種市民活動団体の運動

市内の河川、湖山池等の美化推進を目的とした団体として、袋川美化推進協議会（袋川、天神川）、狐川を美しくする会（狐川）、湖山池を守る会（湖山池）があり、関係住民が自主的に各区域の清掃活動等を実施し、実践活動を通して、不法投棄の防止と環境保全のモラルの高揚を行っている。

交通安全対策（協働推進課）

1. 鳥取市交通安全計画

交通安全対策基本法（昭和45年法律第110号）第26条第1項の規定により、現在、第9次鳥取市交通安全計画（平成23年度～平成27年度）を策定中である。この計画は、鳥取市交通安全対策会議が策定する、鳥取市及び関係機関、団体が講ずべき陸上交通安全施策の大綱である。

2. 鳥取市交通安全指導員の設置

児童、園児の通学などの道路交通の安全保持及び安全運動の推進を図るため、昭和43年11月に鳥取市交通安全指導員を設けた。現在の定数は143人である。

3. 鳥取市交通安全対策協議会

市内における交通の円滑と安全に関する諸問題について連絡協議し、その対策を推進するために、平成元年5月に設置された。構成団体は、鳥取市、鳥取・智頭・浜村警察署、(財)鳥取県交通安全協会鳥取地区協会・智頭地区協会・浜村地区協会、鳥取市交通安全指導員会、鳥取市交通安全保護者の会連合協議会、鳥取市自治連合会、鳥取市老人クラブ連合会等の交通安全関係団体である。

4. 鳥取市交通安全保護者の会連合協議会

市内の各地域の保護者の会（母の会）が一体となって子どもの交通安全を図るため、昭和47年4月に設置された。現在は、鳥取地域及び新市域にそれぞれ地区会を設置している。鳥取市交通安全対策協議会及び関係機関と連携を取りながら各地区会が主体となって、地域における交通安全教育を推進している。

5. 鳥取市民交通災害共済

交通事故被害者が多数発生する中、市民及び市内勤務者を対象に安価な費用で交通事故による被害を受けた者を救済する目的で、全労済が募集する共済事業の加入を促進している。

保障内容 と 共済金額		口数		
		年間掛金	1口	2口
死亡	交通事故を直接の原因として死亡したとき支払う。	100万円	200万円	300万円
入院	交通事故の日からその日を含めて180日以内に開始した連続5日以上入院について、5日目から180日分を限度として支払う。	1日あたり 2,000円	1日あたり 4,000円	1日あたり 6,000円
通院	交通事故の日からその日を含め180日以内の実治療通院日（往診日を含む）について90日分を限度として支払う。	1日あたり 1,000円	1日あたり 2,000円	1日あたり 3,000円

平成22年度加入実績 件数：10,844件、口数：12,524口数

コミュニティ育成・補助（協働推進課）

1. 自治会支援

(1) 自治会補助金

住民自治の基本単位である自治会の活動を支援し、自治会組織の強化育成、地域住民による自主的な地域づくりを推進するため、自治会に対して活動補助金を交付する。

交付基準…均等割35,000円、世帯割700円

※合併調整により、平成18年度までは、合併前の町村の助成額が上回る場合は、その額とし、激変緩和措置により、平成19年度から3ヵ年で段階的に調整し、平成22年度に統一した。

(2) 地区要望

年に一度、自治連合会がとりまとめた各町内会からの要望に対して、各担当課が検討を行い、翌年度の予算要求の参考にするとともに、実施の可否について回答する。また、過年度分の要望の進捗状況についても各町内会に適宜報告する。

平成22年度地区要望件数 1,022件

2. 鳥取市地域コミュニティ育成支援事業

市民一人ひとりが主役の「まちがきらめく鳥取市」を築くため、住民の自主性、主体性に基づいて町内会等が地域活動を行い、市民活動のパワーアップを図るとともに地域コミュニティを活性化し、個性を活かしたまちづくりの推進を図る次の事業に対して交付金を交付する。

コミュニティ活動支援事業

○交付対象者…合同町内会、単位町内会

○交付対象事業…地域コミュニティの推進につながる住民の多数が参加する次の事業

- ① 運動会等のスポーツ活動
- ② 地域内の文化的な活動
- ③ 単位町内会等が所有する設備等の軽微な修繕等
- ④ その他この事業の趣旨にふさわしい事業

○交付率…4分の3

○交付限度額…3万円

地域コミュニティ（協働推進課）

「市民と行政による協働のまちづくり」を実現しながら、地域コミュニティの充実・強化を図り、地域が主体となって地域の身近な課題の解決に向けて取り組みを進めていく。

1. まちづくり協議会運営助成事業

- 交付対象者…まちづくり協議会
- 交付対象事業…まちづくり協議会の組織運営のために行う次のいずれかに該当する事業
 - ① 組織運営のための勉強会や情報提供
 - ② その他組織運営につながる事業
- 交付率…10分の10
- 交付限度額…5万円

2. 地域コミュニティ計画作成支援事業

- 交付対象者…まちづくり協議会
 - 交付対象事業…まちづくり協議会が地域コミュニティ計画作成のために実施する次のいずれかに該当する事業
 - ① 地域の現状や課題の調査
 - ② 地域住民への情報提供
 - ③ その他地域コミュニティ計画作成につながる活動
 - 交付率…10分の10
 - 交付限度額…10万円
- ただし、同一のまちづくり協議会につき1回に限り交付する。

3. 協働のまちづくり助成事業

- 交付対象者…まちづくり協議会
 - 交付対象事業…まちづくり協議会が地域コミュニティの充実・強化を図ることを目的に実施する次のいずれかに該当する事業
 - ① 地域課題に対応し、地域力の向上につながる活動・事業
 - ② 市民が主役の協働によるまちづくりの活動・事業
 - ③ その他地域コミュニティの充実・強化につながる活動・事業
 - 交付率…5分の4
 - 交付限度額…40万円
- ただし、同一年度内に本事業と協働のまちづくり特別支援事業を重ねて受けることはできない。

4. 協働のまちづくり特別支援事業

- 交付対象者…まちづくり協議会
- 交付対象事業…まちづくり協議会が地域コミュニティの充実・強化を図ることを目的に実施する次のいずれかに該当する事業
 - ① 地域課題に対応し、地域力の向上につながる活動・事業
 - ② 市民が主役の協働によるまちづくりの活動・事業

③ その他地域コミュニティの充実・強化につながる活動・事業

○交付率…10分の10

○交付限度額…80万円

ただし、同一年度内に本事業と協働のまちづくり助成事業を重ねて受けることはできない。

また、本事業は嘱託職員に替えて事業費支援を選択したまちづくり協議会を対象とする。

5. コミュニティ支援チーム

本市職員で構成するコミュニティ支援チームが市内61の地区公民館単位の地域に入り、地域の課題解決のための「まちづくり協議会」の組織化や「地域コミュニティ計画」の作成を支援し、地域コミュニティの充実・強化を図る。

平成23年5月11日現在 61チーム241名

地区公民館の管理・運営等（協働推進課）

1. 地区公民館の管理・運営

地区公民館を地域コミュニティの拠点として位置づけ、平成20年4月から地区公民館の管理・運営事務の一部を市長部局が補助執行している。現在は、61地区公民館と1分館の体制で業務を執行している。主な地区公民館の業務は、次のとおり。

- ① 生涯学習委託事業（各種学級、講座）の開設・運営
- ② 地区の自主的な社会教育、文化サークルの活動支援
- ③ 公民館施設の管理
- ④ まちづくり協議会の事務局

2. 鳥取市公民館連合会

鳥取市内61地区公民館を会員として組織する「鳥取市公民館連合会」の事務局を協働推進課におき、自発的な研究及び活動を通じて公民館の健全な発展を図る。鳥取市公民館連合会は、自主的な調査・研究をはじめ、鳥取市から次の業務を受託して実施している。

(1) 鳥取市公民館まつり

鳥取市内地区公民館が文化ホール、文化センターを会場に芸能発表会、作品展示会を開催

平成23年11月18日（金）から20日（日）

(2) 鳥取市公民館研究集会

鳥取市立地区公民館職員を主対象として平成23年10月4日に開催

会場は、文化センター、文化ホール

講演・パネルディスカッション、講演・事例発表・分科会方式を選択実施

広 聴（市民総合相談課）

1. 市政提案～市長への手紙～

市政への市民参画を促進し、市民の市政に対する提案を積極的に市の施策に反映させることを目的として、平成14年8月から実施。地区公民館や学校等を中心に市内230カ所に専用用紙を配置し、郵送・ファックス・電子メール・持参いずれかの方法で提案を受け付け、書面または電子メールで回答している。

平成22年度実績 受付案件数 462件

《提案内容の検討結果》

分 類	案 件 数
実 施 済	154件
実 施 予 定	17件
検 討	10件
実 施 困 難	27件
参 考 意 見	173件
他 の 所 管	11件
そ の 他	70件
計	462件

(平成23年5月末現在)

◎これまでに実現した主なもの

- ハッピーマンデーの可燃ごみ収集
- 古紙類のステーション回収
- 100円循環バスのコース延長（御弓町方面）
- 市役所駐車場の夜間開放
- 中央図書館に給水器を設置
- 本庁舎トイレの環境改善
- 申請書等受け取りの際の受付済票発行サービス
- いなば、第二いなば墓苑への事前予約型乗合タクシーの試行運転の実施

など

2. 陳 情 ・ 要 望

団体からの行政支援を求める声を市政に届けるため実施。陳情・要望内容は文書で市長あてに提出していただき、文書で回答している。

平成22年度実績 受付件数 149件

《要望内容の検討結果》

分 類	件 数
実 施 済	23件
実 施 予 定	23件
検 討	23件
実 施 困 難	21件
参 考 意 見	29件
他 の 所 管	7件
そ の 他	23件
計	149件

(平成23年5月末現在)

3. 市民政策コメント

市が重要な政策を決める際、その原案を市民に公表し、郵便・電子メール・ファックス・持参のいずれかの方法によって市民からの意見等を受け付け、寄せられた意見等に対する市の考え方・反映状況等を公表した上、政策形成に反映をさせる。

年 度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度
案 件 数	11件	16件	12件	9件	13件
意見等受付件数	283件	695件	88件	88件	260件

市民総合相談（市民総合相談課）

1. 市民相談

本庁舎、駅南庁舎及び各総合支所に総合相談窓口を設け、市政に関する市民からの相談・意見・質問などを面談や電話・ホームページ等により受け、各担当課や関係機関と連携し問題解決に向けた助言などを行っている。回答については、相談内容により即答できる案件はその場で回答するほか、調査等の必要がある場合も受付から概ね2週間以内に電話や文書・電子メールなどで回答することとしている。なお、テレビ電話の設置により各庁舎間の連携体制を整備している。

平成22年度実績 受付件数 822件

2. 無料法律相談（毎月2回）

社会生活や人間関係の複雑多様化に伴い、市民の日常生活にさまざまな法律に関する問題が発生している状況を受け、市民の福祉向上と権利の擁護を目的として、県弁護士会に委託し、毎月2回（本庁舎、駅南庁舎で各1回、平成23年度は駅南庁舎のみで開催することとしている。）、定員各5名の無料法律相談を開催している。

平成22年度実績 相談件数 117件

3. 専門相談

本庁舎、駅南庁舎において土業等による専門的な相談会を実施し、市民の福祉向上に寄与している。

相談内容	相談員	実施	平成22年度相談件数
遺言書など公正証書に関する事	公証人	毎月1回	18件
社会保険・年金などに関する事	社会保険労務士		13件
土地境界に関する事	土地家屋調査士		18件
土地・建物の価格や資料に関する事	不動産鑑定士	4・10月	13件

4. 暮らし110番

市民生活の安心と市民福祉の向上に寄与することを目的として、NPO法人への委託により「暮らし110番相談窓口」を設置し、市民の日常生活における困りごとについて相談を受けている。

平成22年度実績 受付件数 896件

消費生活対策（市民総合相談課）

1. 消費生活相談（市民総合相談センター）

平成21年5月7日駅南庁舎に、悪質商法や多重債務などの相談に対応する「消費生活相談窓口」を新設するとともに、「暮らし110番相談窓口」と「市民総合相談窓口」を併設した「市民総合相談センター」を開設した。

当相談窓口では、関係各課や関係機関と連携し問題解決に向けた助言などを行うとともに、高度な法律知識が必要な消費生活相談などについては、定期的に鳥取県弁護士会と連携する相談体制を整備している。

平成22年度実績 相談受付件数 676件

かしこい消費者になるための出前講座 開催件数 41件

2. 鳥取市消費者団体連絡協議会

本市では、消費者行政推進の観点から、消費生活問題を自ら解決しようとする団体である「鳥取市消費者団体連絡協議会」に対し、活動の支援を行っている。

- 設 立：昭和50年3月28日設置
- 目 的：市民の消費生活に関する各種調査、研究などの諸活動を通じて知識の向上をはかり、自らすすんで解決、改善へと展開させ市民への啓発活動に推進発展させると同時に行政へ反映させ、併せて経済活動の推進を期し、市民の消費生活の安定と向上を図る。
- 会 員：約1,100名
- 補助金：協議会に対し、115千円の補助金を交付し、消費者団体の活動を通じた市民の消費生活の安定・向上を促進するとともに、組織の充実強化を図る。

公益通報者保護（市民総合相談課）

公益通報者保護法の施行に伴い、適切に処理するための取扱要綱を定め、市内の事業所の労働者からの公益通報を受け付け、公益通報者の保護と事業者の法令順守の促進に努めている。

総 合 案 内（市民総合相談課）

本庁舎及び駅南庁舎において、来庁者への庁舎案内及びその関連する機関の紹介等を行っている。また各庁舎で窓口サービスが分かれているため、他の庁舎で取り扱っている窓口業務のうち軽微なものについて関係部署と連携し各案内所に対応している。

市民談話室（本庁舎）、情報コーナー（駅南庁舎）を管理し、来庁者のための多目的なスペースとして提供している。

【案内件数】

年 度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度
本 庁 舎	21,654件	17,116件	16,195件	17,820件	17,984件
駅 南 庁 舎	43,260件	45,547件	34,140件	31,010件	31,491件
計	64,914件	62,663件	50,335件	48,830件	49,475件

情 報 政 策（情報政策課）

1. 電子自治体の推進

(1) 鳥取市情報化推進方針

本市の情報化施策を総合的・効率的に推進するため、情報化推進本部（本部長：市長）、その下部組織として情報化推進委員会（委員長：企画推進部長）を設置しており、平成22年度に改定した鳥取市情報化推進方針（平成22年度から5年間を対象とする）に基づき、情報化を推進している。

(2) 庁内LAN

各種情報化施策を推進するため、平成13年12月よりその共通基盤となる庁内LANの整備を行うとともに、職員1人1台パソコンを整備した。

(3) 地域情報化

平成13年9月に市内の公共施設を高速通信網で接続する地域イントラネットを構築した。同時にスポーツ施設予約システムを整備し、インターネット上から市営の野球場やテニス場等予約できるようにした。また、平成14年7月より地域ふれあいサイト構築支援事業を開始した。これは、地域コミュニティによる情報発信、情報交流のさらなる活性化を目的とした地域の自主的なホームページ作成活動に対し、鳥取市がホームページの掲載エリアを提供するものである。

(ホームページエリアは市内61地区公民館単位に領域を開放)

2. 情報格差の是正

(1) 新市広域CATV網整備

市町村合併に伴うエリア拡大による情報格差の解消を図るための重要なインフラとして、平成16年度から平成18年度の3年間で全市域にケーブルテレビ網を整備し、各家庭に接続。平成22年10月には、CATVコミュニティチャンネルを利用し、コミュニティデータ放送を開始した。今後も、双方向などの各種サービスを提供していく。

【事業概要】

(単位：千円)

年 度		平成16年度	平成17年度	平成18年度	合 計
事 業 費		71,400	3,138,212	770,816	3,980,428
財 源	起 債	62,100	2,776,200	708,400	3,546,700
	県 交 付 金	2,988	106,579	27,688	137,255
	一 般 財 源	6,312	255,433	34,728	296,473

【整備内容】

サブセンター（中継局）4箇所、幹線光ファイバーケーブル232km、
 幹線同軸ケーブル242km、分配線同軸ケーブル354km、光伝送受信装置124台
 双方向幹線分岐線増幅器1,152台・双方向延長増幅器982台・無停電装置753台

【加入状況】

(平成23年3月現在)

	新市エリア		市全体	
ケーブルテレビ加入数	11,772件	加入率 88.3%	54,105件	75.4%

(2) 移動通信用鉄塔施設整備

日常生活に不可欠なインフラとしての携帯電話の不感地区を解消するため、過疎地域・辺地などへの国庫補助事業等を利用して、移動通信用鉄塔施設を整備する。平成22年度までに20局を整備し、本市における不感地区（集落のあるところ）はすべて解消した。

3. 情報セキュリティ対策

平成16年度に策定した情報セキュリティポリシー、並びにシステム別の情報セキュリティ実施手順に基づいて、物理的な情報の保護対策と情報を利用する職員のモラル向上を図っている。平成21年度より、情報セキュリティ内部相互監査を始めた。平成22年度より、ICT部門の業務継続計画（BCP）の策定を開始した。

4. 電算事務の促進及び運用管理

(1) 住民情報系システムの運用管理

電算事務の運用（処理）に必要な電子計算組織（ハードウェア及びオペレーティングシステム）及び安全設備、後処理機、空調機等の確保並びにこれらの正常な稼働の確保に努めている。

(2) 情報システムの開発、機能変更、運用管理

業務主管課における情報システムの開発、機能変更の支援並びに情報システムの適切な運用管理を行っている。

5. 記録情報の保存管理

(1) 情報の適切な管理

個人情報などの適切な管理及び目的外利用防止のため、個人情報の利用状況を記録している。

(2) 記録情報の保護

記録情報の定期的なバックアップの更新並びに耐火金庫への保管により記録情報の保護を図っている。

6. 地上デジタル放送への対応（広報周知）

平成21年度より3年間、平成23年（2011年）7月に完全移行するテレビの地上デジタル放送に対応するため、国のふるさと雇用再生特別交付金事業を活用して、日本海ケーブルネットワーク、鳥取テレトピアに相談員を雇用して、総務省が設置した鳥取県テレビ受信者支援センター（デジサポ鳥取）と連携して市民へ広報、個別訪問、相談等を行う。また、国の緊急雇用創出事業を活用して、市が臨時職員を雇用し、地デジ放送切替の問合せ対応事業を行う。

文化 振 興（文化芸術推進課）

主 な 事 業

(1) 文化芸術の振興

- 文化芸術施策の企画・推進
- 文化芸術活動団体の育成・支援
- 芸術鑑賞機会の提供
- 伝統文化の育成・支援
- 青少年の文化芸術活動の奨励・促進

(2) 文化施設の管理運営に関すること

- 鳥取市民会館、鳥取世界おもちゃ館の指定管理委託

(3) 歴史的建造物の管理運営に関すること

- 城下町とっとり交流館の指定管理委託

(4) 鳥取市民美術展の開催

(5) 鳥取市民音楽祭の開催支援

(6) 鳥取市民文化祭の開催支援

(7) 芸術の出前講座事業の実施

1. 第50回鳥取市民美術展

【事業の目的及び効果】

幅広い市民の創作意欲の啓発を促し、よりすぐれた作品を展示することにより、鑑賞の場を提供することを目的として開催。市民芸術レベルの向上、活性化並びに芸術文化活動の参加者拡大に寄与している。

【開催期間】

毎年6月末～7月上旬開催

第50回 平成23年10月16日（日）～10月23日（日）（8日間）

【第50回記念展の特別事業】

- (1) 入選者には賞金を贈る
- (2) 特別展示（韓国清州市招待作品展 市展審査員特別回顧展）
- (3) 記念誌の発行

【主催団体】

鳥取市・鳥取市民美術展実行委員会

【開催会場】

鳥取県立博物館

2. 鳥取市民音楽祭

【事業の目的及び効果】

市民音楽祭は、参加団体の代表者により実行委員会を組織し、企画から運営まで全てを市民が行う、手づくりの音楽祭である。市民の自主的で積極的な文化活動への参加促進と、音楽団体の日頃の練習成果の披露及び市民に音楽鑑賞の機会の提供を行うことができ、文化芸術の創造、発表、鑑賞機会の充実を図る。

【開催期間】

毎年6月開催 第36回 平成23年6月5日（日）

【主催団体】

鳥取市民音楽祭実行委員会

【開催会場】

鳥取市民会館

3. 鳥取市民文化祭

【事業の目的及び効果】

市民文化祭は、鳥取市文化団体協議会加盟団体が日頃の練習及び創作活動の成果を市内文化施設等で発表するものである。

市民の文化活動への参加意欲を喚起し、自主的・積極的な文化活動を促進し、ひいては本市の文化振興に貢献している。

【開催期間】

毎年4月～翌年1月開催

【主催団体】

鳥取市文化団体協議会加盟団体

【開催会場】

鳥取市民会館、鳥取市文化ホール、県民文化会館など

4. マンガを活かした文化振興事業

【事業の目的及び効果】

世界的に評価の高い本市出身の漫画家谷口ジロー氏を広く周知し、平成24年度に鳥取県で開催される「国際マンガサミット」も踏まえ、鳥取の文化や地域の活性化につなげていく。また、鳥取を舞台とした代表作「父の暦」の映画化について、関係者と協力して適切に推進していくとともに、市民への周知、盛り上げを図っていく。

【開催会場】

谷口ジロー原画展 11月6日（日）～11月20日（日） ギャラリー「空」
「父の暦」映画化推進事業 11月13日（日） 鳥取市民会館

5. エンジン01オープンカレッジin鳥取

【事業の目的及び効果】

エンジン01文化戦略会議オープンカレッジin鳥取の開催により、県民・市民に一流の講師陣による質の高い文化事業を提供し、さらに、各分野の文化人との交流を通して地域文化の素晴らしさを再発見し、全国に発信していくことを目的とする。

【主催団体】

エンジン01文化戦略会議

【開催期間】

平成24年3月23日（金）～3月25日（日）

【開催会場】

とりぎん文化会館 鳥取環境大学他

鳥 取 市 民 会 館

本市の芸術・文化の拠点施設で、昭和42年にオープン。多くの市民から愛され、利用されている。

施設概要は、次のとおりであるが、930の固定席をもつ大ホール、大会議室、小会議室、出演者控室（大・小）などがある。平成22年、耐震改修、客席の座席取り換えなどのリニューアル工事を行った。

1. 規 模

- (1) 敷 地 4,137.28㎡
- (2) 建物床面積 3,693.05㎡

2. 構 造

鉄筋コンクリート造地下1階、地上3階、塔屋付

3. 観 客 席 数

大ホール	固定席	930席	定員	1,563人
	1階	355席	1階	583人
	2階	325席	2階	541人

3階 250席 3階 439人
車椅子席 3席

4. 舞台関係

- 舞台間口 18.8m 奥行 9.7m 高さ 7.0m
- 花道幅 2.0m 長さ 4.4m
- 搬入口間口 3.0m 高さ 2.4m 地上～舞台 1.65m

5. 会議室

- 大会議室 134㎡ (41坪) モニターTV
- 小会議室 40㎡ (12坪) モニターTV

6. その他施設

- 控室1・2 18㎡ (6坪) モニターTV
- 出演者控室1・2 18㎡ (5坪) モニターTV、コートハンガー、応接セット
- 出演者控室3 81㎡ (24坪) モニターTV
- ホワイエ 1階 153㎡ 2階 300㎡

7. 開館時間

午前9時から午後10時まで (休館日を除く)

8. 休館日

毎月、第3火曜日、12月29日から翌年1月3日まで (ただし臨時に休館することがあります。)

9. 施設利用者数の推移

(単位：人)

年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度
入館者数	80,207	80,937	74,675	59,899	51,899

※平成21年度は平成21年4月1日から平成22年2月14日までの数字

※平成22年度は、平成22年7月29日から平成23年3月31日までの数字

10. 各室利用状況 (平成22年度)

(単位：日、人、%、円)

区分	稼働日数	利用日数	利用件数	人数	稼働率	使用料収入額
大ホール	206	134	82	40,336	65.0	8,299,990
出演者控室1	230	82	58	286	35.7	530
出演者控室2	230	80	54	344	34.8	890
出演者控室3	230	118	80	2,266	51.3	45,720
大会議室	230	126	85	7,221	54.8	1,156,880
小会議室	230	71	55	1,013	30.9	111,660
控室	230	45	37	243	19.6	37,400
合計	-	-	459	51,899	-	9,666,850

※平成22年度は、平成22年7月29日から平成23年3月31日までの数字

わ ら べ 館

わらべ館は、鳥取市立「鳥取世界おもちゃ館」と鳥取県立「童謡館」からなる。鳥取市制100周年記念事業として開催された「'89鳥取世界おもちゃ博覧会」を受け継ぎ顕彰する施設として、また、鳥取県が進める童謡唱歌のふるさとづくりの拠点として平成7年に開館した。子どもの歌とおもちゃをテーマに、遊びの文化性に着目してつくられた全国的にもユニークな施設である。

県内外から多くの入館者を集めている。平成23年4月全館にわたり展示リニューアルした。

1. 規 模

(1) 敷 地	3,412.55㎡
(2) 建物床面積	2,253.84㎡
延床面積	5,923.41㎡（鳥取市分は1／2：2,961.705㎡）
地 階	952.29㎡
1 階	2,184.20㎡
2 階	1,877.88㎡
3 階	892.95㎡
P H階	16.09㎡

2. 構 造

鉄筋コンクリート造（一部鉄骨造） 地下1階、地上3階

3. 建設事業費（平成4年度～6年度）

(1) 全体事業費	2,666,755,490円
	（鳥取県、鳥取市それぞれ1／2負担：1,333,377,745円）
(2) 建設費内訳	
・全体建築主体工事	1,866,689,600円（鳥取市1／2：933,344,800円）
・全体電気設備工事	222,199,840円（鳥取市1／2：111,099,920円）
・全体機械設備工事	480,016,050円（鳥取市1／2：240,008,025円）
・全体昇降機設備工事	97,850,000円（鳥取市1／2：48,925,000円）
全 体 工 事	2,666,755,490円（鳥取市1／2：1,333,377,745円）

4. 開 館

平成7年7月7日

5. 開 館 時 間

午前9時から午後5時まで（入館は4時30分まで）

6. 休 館 日

毎月第3水曜日

12月29日から翌年1月3日まで（ただし臨時に休館することがあります。）

7. 施設利用者数の推移

(単位：人)

年 度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度
入館者数	123,205	124,854	116,206	107,084	90,602

8. 入館者状況 (平成22年度)

(単位：人)

月 別	一 般	小中高生	幼 児	友 の 会	障がい者・ 要介護者	そ の 他	合 計
入館者数	25,575	11,520	16,651	6,185	3,055	27,616	90,602

9. イベントほーる利用状況

開館日数	利用日数	利 用 率	前年同期利用率
350日	220日	62.9%	68.6%

城下町とっとり交流館 (高砂屋)

城下町とっとり交流館は、明治の中頃に材木町から元大工町の薬研掘沿いに移り、綿商いを行っていた商家を所有者より鳥取市に寄附していただき、まちの記憶として活かし続けるよう「城下町ととりの交流拠点」として整備したものです。明治に建てられたとされる店舗棟の間取りや意匠を活かした「土間」、「多目的交流室（和室）」に加え、活用の視点から「休憩室」、「多目的交流室（板の間）」を設け、落ち着いた風情の中で、文化活動を始めとした様々なご利用をいただけます。施設概要は、次のとおりである。

1. 規 模

- (1) 敷 地 882.10㎡
 (2) 建 築 面 積 351.97㎡
 延 床 面 積 531.10㎡ 商家（店舗棟・事務所棟 402.45㎡）
 蔵1 72.31㎡ 蔵2 19.52㎡ 蔵3 36.82㎡

2. 構 造

商家（木造2階建て瓦葺）、蔵1（木造2階建て）、蔵2（木造1階建て）、蔵3（木造1階建て）

3. 建設事業費 (平成16年度～17年度)

- 全体事業費 66,357,000円
 (財源内訳)
 国・県支出金 25,450,000円
 市 債 32,400,000円
 一 般 財 源 8,507,000円

4. 開 館

平成18年4月1日

5. 開 館 時 間

午前9時から午後5時まで

(多目的交流室の夜間使用がある場合は、午後9時まで)

6. 休 館 日

毎週月曜日

(ただし、月曜日が祝日の場合、直後の休日でない日、12月29日から翌年1月3日まで)

7. 施設利用者数の推移

(単位：人)

年 度	平成20年度	平成21年度	平成22年度
入 館 者 数	11,638	5,856	7,002